

厚生労働大臣の定める掲示事項

1) 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて 診療を行っている保険医療機関です

2) 入院基本料について

急性期一般入院料 4

当院は入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。
また入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
(日勤、夜勤をあわせて)

地域包括ケア病棟 1

当院は入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

3) 入院診療計画書、院内感染防止対策、 医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制 意思決定及び身体拘束最小化の基準について

当院では入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

4) DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する【DPC対象病院】となっております。

医療機関別係数 1.3374

(基礎係数:1.0451+機能評価係数Ⅰ:0.2125+機能評価係数Ⅱ:0.05891+救急補正係数:0.0209)

5) 明細書の発行状況に関する事項

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方の発行も含めて明細書の発行をご希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

なお、福祉や公費負担により会計が発生しない患者様に対しても無料で発行しております。